

令和元年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和元年12月18日(水) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時55分

場所 第2委員会室

出席委員 新井一徳委員長
小川真一郎副委員長
宮崎吾一委員、内沼博史委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、八子朋弘委員、
岡重夫委員、高木真理委員、深谷顕史委員、権守幸男委員、秋山もえ委員

欠席委員 杉島理一郎委員

説明者 [福祉部]
知久清志福祉部長、山崎達也地域包括ケア局長、沢辺範男副部長、
細野正少子化対策局長、西村朗福祉政策課長、和泉芳広社会福祉課長、
縄田敬子地域包括ケア課長、岸田京子少子政策課長、
岩崎寿美子こども安全課長、金子直史高齢者福祉課長、
村瀬泰彦障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、
渡辺千津子福祉監査課長

[総務部]
大久保修次学事課長

[県民生活部]
藤岡麻里男女共同参画課長

[保健医療部]
横田淳一健康長寿課長

[産業労働部]
仲田孝幸ウーマノミクス課副課長

[都市整備部]
飛塚博史住宅課副課長

[教育局]
小寺均財務課副課長、吉田元義務教育指導課教育指導幹、
横松伸二生涯学習推進課長、阿部仁人権教育課長

[警察本部]
會田雄一少年課長

会議に付した事件

子育て支援について
児童虐待防止対策について

宮崎委員

- 1 少子化の要因の一つに、未婚化・晩婚化が考えられるが、県としてどのように取り組んでいるのか。
- 2 育児休業と待機児童の関係性についてどのように考えているのか。具体的には、子供が1歳になってから働き始める予定であるが、1歳の段階での入園が難しいので、0歳から入園させなければならないという声を聞く。このようなことを防ぐために、県はどのように考えているのか。
- 3 病児保育の充実について、県としてどう考えているのか。
- 4 児童相談所の負担が過重になっていると考えるが、児童相談所に対してはどのように支援をしていくのか。
- 5 里親等委託率が伸びていない要因はなにか。どのように取り組んでいるのか。
- 6 児童養護施設退所児童について、県としてどのように大学等への進学率を上げていくのか。
- 7 児童虐待防止対策の関係機関との連携強化について、DV所管部署との連携はどうなっているのか。

少子政策課長

- 1 未婚化・晩婚化の進行の背景としては、個人の価値観の変化、ライフスタイルの変化、社会の変化、また非正規雇用の増加による経済的不安など様々な社会的要因が絡み合っていると考えられる。全国調査によると、9割弱の未婚者は「いずれは結婚したい」と考えており、独身でいる理由として、「適当な相手に巡り合わない」が男女ともに上位にある。県としては、出会いがないというところに何らかのサポートをしていくことが必要ではないかと考えており、市町村、民間企業等と連携し、SAITAMA出会いサポートセンターを設置し、県全体として広域的・総合的な結婚支援に取り組み、結婚を希望する方々が主体的に活動しやすい環境づくりを推進している。さらに、少子化には、様々な要因が複雑に絡み合っているため、県としては、結婚から出産、子育てへの支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に粘り強く実施していくことが重要と考えている。
- 2 一般的には、保育園に入りやすいタイミングは、生まれた翌年の4月と言われている。そうすると、年度末とか年末近くに生まれた子供はかなり小さくして入園させることになってしまうし、母親としてももう少し子供と一緒にいたいということもある。そこで、県としては、希望時期入園制度を実施している。具体的には、安心して育児休業を取得し、1歳までは家庭で保育できる環境を整えることが必要であるということで、予約という形で1歳になったときに保育園に入れるという制度である。この制度を導入した市町村に対して、年度途中からの入園であっても、保育士は年度当初から雇う必要があるため、そういった費用を県が助成を行うものである。0歳児の入園時期が分散されることにより、保育園にとってもメリットがあるし、保護者にとっても1歳まで休めるというメリットがある。
- 3 病児保育は平成31年4月現在、県内の40市町96施設で実施している。病児保育の充実については補助制度があり、県として支援している。保育所との連携であるが、病児保育にはいくつかの事業類型があり、その一つとして体調不良児対応型というもの

を実施している。これは児童が体調不良になってもその保育園でそのまま預かる形態である。また、今年10月から、熊谷市が病児の送迎を始めた。県として、こういった状況を注視しながら病児保育の充実に取り組んでまいりたい。

こども安全課長

- 4 増加する児童虐待通告に適切に対応するため、児童相談所で虐待対応を行う児童福祉司を増員してきた。平成30年度には12人、令和元年度には35人増員し、現在定数で197人いる。5年前の139人よりも58人の増員となっている。また、本年4月には、草加児童相談所を新たに設置するなど児童相談所の体制強化を図った。あわせて、児童相談所への警察官OBを全ての児童相談所に2人ずつ配置するほか、虐待通告に関する調査等を担う職員など、児童福祉司の業務を補助する非常勤職員を配置している。さらに、泣き声通告などのうちリスクが低い案件について児童の安全確認を民間団体に委託し、民間の力を活用している。児童相談所の体制強化、民間の活用等を行い、増加する児童虐待通告に対応してまいりたい。
- 5 要保護児童の約6割は虐待経験のある子供であり、専門的なケアが必要な場合が多く、里親委託が難しい状況にある。また、里親の約7割は、実子を望み養子縁組を希望している。よって、乳幼児や低年齢児を希望している里親が多く、なかなかマッチングが進まない。さらに、里親委託には実親の同意が必要であるが、難しい状況にある。里親制度について丁寧に説明する必要がある。対応策としては、心に傷を持つ子供や幅広い年齢層の子供などを養育できる多様な里親を養成している。また、先輩里親からもきめ細やかな支援を行っている。実親の同意については、今年度から非常勤職員を配置し、里親制度を実親に丁寧に説明し、同意を得るための取組を始めた。今後、多様な里親を増やすため、マスメディアを通して里親制度の周知を行い、里親委託の拡大を図ってまいりたい。
- 6 まず入所中から高校生に対して塾の費用とか教材の費用など国の措置費に上乗せをして県の単独事業で補助をしている。また、退所者に対して学業に専念してもらうための経済的支援として自立支援貸付制度があり、進学者には生活費として50,000円を貸し付けている。5年間就労すれば返済しなくてよい制度となっており広く活用されている。住んでいる場所により異なるが、住居費用も月額50,000円を貸し付けている。さらに、進学者には低額な住居を提供している。「希望の家」と称して県内4か所に設置している。住居費は月4,000円であり、支援員による相談支援を併せて行っている。こうした取組を通して希望者が進学できるよう取り組んでいる。
- 7 児童相談所においてDVが疑われる事案がある場合は、DV窓口等に情報提供している。一方で、配偶者暴力相談支援センター等のDVの相談時に児童虐待が疑われる事案がある場合は、児童相談所に情報提供し、連携している。また、県のDV対策の連携会議にも児童相談所が参加し、関係機関と情報共有や意見交換を行っている。今後は、より連携を強化するために、母子の緊急一時保護を行う婦人相談センターの婦人相談員とも協力しながらDV対策を図っていく。

男女共同参画課長

- 7 婦人相談センターで保護した後に児童虐待が判明した場合、市町村等と情報共有し、対応を検討する。その結果、母子分離が必要との判断になれば児童相談所で子供を保護することになる。過去に入所した母親から養育困難との申出により母子分離したケースもある。国の関係閣僚会議決定等によれば、児童相談所との連携強化として、婦人相談

所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置することとなっている。そのため、婦人相談所の職員がコーディネーターの役割を担うことで支援の充実を図ることが必要と考えている。今後、国において連携に関するガイドラインが示されるという情報もあることから、それらを踏まえて適切な支援を行ってまいらる。

委員長

改めて申し上げるが、執行部におかれては、答弁について簡潔・明瞭をお願いする。

宮崎委員

- 1 希望時期入園制度の導入市町村数はいくつか。また、2歳まで休みたいときに対応できる制度はあるのか。
- 2 大学等進学率についてかなり手厚く経済的支援を行っているが、平成26年から30年までほとんど20パーセント台でしか伸びていない。経済的支援だけが問題ではないと考えるがいかがか。

少子政策課長

- 1 現在の導入市町村は、鴻巣市、蕨市、幸手市の3市である。来年度少し増える予定で、市の方で検討いただいている。2歳までということに関しては、この制度ではないが、2歳になると、1歳児クラスに入ることになる。0歳児は保育士との割合が1対3の保育になるが、1歳になると1対6の保育になるので、大抵の保育園で枠が増えることになる。こうしたところに対応できるのではないかと考える。

こども安全課長

- 2 平成29年度から退所者を中心とした居場所づくり、仲間と交流したり、悩みを相談したりできる場所を設けている。今年度も約180名の利用があり、悩みに対する精神的な支援にも取り組んでまいらる。

八子委員

- 1 病児・病後児保育を実施している法人に対して、県として運営費の更なる財政支援が必要ではないか。
- 2 放課後児童クラブについて、市町村が待機児童を解消したいと考えても用地の確保が困難な例がある。学校の余裕教室を柔軟に利用する方法はないのか。
- 3 児童虐待において警察と情報共有をすることで保護者が相談に消極的になってしまうと考える自治体もあると聞く。その懸念についてどのように考えているのか。
- 4 児童虐待の発生予防のための親への支援の取組について伺う。
- 5 虐待者が都道府県をまたいで本県に転居した場合に、本県ではどのように情報共有を図っているのか。

少子政策課長

- 1 病児保育は時期による利用の変動が大きく、事業形態として経営がうまくいくのが難しいが、これは国全体としても同じである。平成27年度以降、病児保育の補助要件の緩和など、毎年見直しが行われている。運営費支援の改善は全国共通の課題であり、これまでも国に対し要望してきたところであるが、今後も引き続き要望してまいりたい。
- 2 放課後児童クラブの用地が確保できない一方で、学校では児童数が減少してきたこと

に伴い、余裕教室が発生しているところもある。教育局と連携し、通知を発出したり、会議に出席して福祉と教育が連携して学校での開設をしていただくよう依頼したりしている。また、余裕教室を使った施設整備については、放課後子供教室と一体型で行うことで整備費の補助基準額が2倍になるなど誘導できる仕組みがあるので、こういった仕組みがあることを周知し、クラブの開設が進むよう取り組んでまいり。

義務教育指導課教育指導幹

- 2 学校の設置者である市町村、管理者である市町村教育委員会が責任を担っている。教育局では、学校の教育に支障が出ない範囲において、地域の実情や需要に応じて、余裕教室の積極的な活用をすることが重要と考えている。実際には、市町村教育委員会を集めた会議にて、活用について周知を行っている。

こども安全課長

- 3 児童相談所は児童虐待に関する通告だけでなく、障害や非行、里親に関する相談など子供についてのさまざまな相談に対応している。その中には保護者が子育てに非常に悩む中で、自ら子供への虐待行為を告白することもある。児童相談所では自ら相談に来た保護者の心情も踏まえ、助言を行っている。一方で、虐待は一見軽く見えても次第にエスカレートして児童の生命に関わることもあることから、児童相談所では、必要な場合にはちゅうちょなく一時保護するなど、子供の安全を最優先に対応している。そのため、保護者自らの相談であっても、虐待と認められる場合には、警察との情報共有を行っている。「一度子供のお尻を叩いた」など個別の内容については、その行為の程度、反復性、親子関係や子供の心理状態などを踏まえ、児童相談所が総合的に虐待かどうかを判断している。相談に当たっては、保護者が不安に感じないように丁寧に説明してまいりたい。
- 4 怒鳴らず子育てに関わるための専門家によるプログラムを市町村の子育て支援担当者を対象に実施し、児童虐待の発生予防に取り組んでいる。
- 5 本県への転居の場合、緊急性が高い場合には原則対面での引継ぎを行い、リスクが低い場合には、書面での引継ぎを行っている。昨年7月から1月までの期間で、出向いての引継ぎが7件、書面による引継ぎが17件あった。リスクが高い場合には積極的に出向くなどして引継ぎを行っている。

内沼委員

- 1 保育所等待機児童対策の推進について、ここ数年7,000人台の受入枠の拡大を行っており、今年度も7,000人分の受入枠拡大を予定しているとのことだが、順調に進んでいるのか。
- 2 受入枠を拡大しても保育士を確保できなくては意味がないと考えている。県として総合的な人材確保対策を行っているが、具体的にはどのような取組を行っているのか。どれくらい保育士を確保できたのか。今後はどのようにして取り組んでいくのか。また、保育の質の向上を目的として、キャリアアップ研修を実施しているが、これは2、3日間で15時間の研修を受けると月4万円の処遇改善を受け入れられる施策だと思うが、実施状況はどうか。その中で、経営者の方から少ない保育士を研修に出すのは負担が大きいという意見を聞いているが、そのような意見を聞いているか。さらに、東京都では独自の約50,000円の補助を行っているが、隣接している埼玉県としても処遇改善を含めた独自の取組を行うべきと考えているがいかがか。

少子政策課長

- 1 現時点では受入枠数は固まっていない。県で開催している待機児童対策協議会において各市町村の整備状況などについて確認をしているところであるが流動的な部分もある。小規模保育事業所などは短期間で整備できる場合もあり、年度末に整備数が駆け込みで増えてくることも考えられる。そのため現時点でははっきりと申し上げられない。
- 2 保育士の人材確保については3本柱で取り組んでいる。新卒保育士を確保すること、潜在保育士の再就職支援をすること、職場定着支援をすることである。主なものとして新卒保育士については、本年度から新卒保育士に対し、1人あたり200,000円の就職準備金貸付事業を実施している。そうすることで県内に就職するメリットをお示しして新卒保育士を確保したい。また、潜在保育士は一度辞めた後、再就職に二の足を踏んでしまう方が多い。保育士・保育所支援センターで丁寧にマッチング行っている。また、貸付など行うことで就職への一歩を踏み出しやすくできるような支援している。職場定着支援として、宿舍借上補助事業により住宅費の負担軽減を図るとともに、社会保険労務士の派遣による保育所の働き方改革の支援を行っている。手元のデータで把握している限りで770人の保育士を確保している。今後についても今までの取組を更に粘り強く取り組み、更なる保育士の確保に取り組んでいきたい。キャリアアップ研修は平成29年度の下半期から取り組んでいる。平成29年度は3,210人、平成30年度は7,251人、令和元年度は上半期だけで4,142人に受講いただいている。また、一部の保育団体からは人のやり繰りが難しいという意見があり、代替人件費の補助を求めるといったお話もある。しかし、3日分の代替人件費については既に公定価格で含まれているので、人のやり繰りが難しいのだと認識している。特に年度初めなどで人が出しにくいという意見等もあると思うので、そういった意見を踏まえて、研修に人を出しやすい時期に開催するなどして実施していきたい。最後に東京都の独自の処遇改善について、東京都は44,000円の上乗せ補助をしているが、同様のことを県で実施するとなると100億円以上の予算が必要である。また、東京都で44,000円の上乗せをしても有効求人倍率が高いままであり、引き続き状況を注視していく。保育士の給与における一番の問題は、隣接する自治体間で公定価格に差が生じていることである。東京都では20パーセントの地域区分のところと隣接する県南部の6パーセントの地域区分のところを比較すると年間運営費収入で約945万円の差が生じる。ここを改善するのが、埼玉県の保育士確保対策のところが一番重要と認識しており、国に対し、繰り返し要望をしているところである。先月、知事の命を受けた副知事が市長会と共に内閣府に出向き、副大臣に強くお願いをしている。公定価格については、子ども子育て会議という会議で議論されており、その委員である滋賀県知事に対して、大野知事から電話し、当日の出席者からしっかり地方自治体の意見も聞いたうえで公定価格の地域区分の見直しをするべきという意見を言っていた。また、子ども子育て会議の対応方針にも引き続き議論を継続するということが新たに盛り込まれたところである。今後あらゆる機会を通じ、公定価格が改善されるよう国に対し強く働き掛けてまいる。

内沼委員

キャリアアップ研修について保育園と幼稚園を一緒に運営している認定こども園を含めて、保育士だけのキャリアアップ研修で、一緒に運営している幼稚園教諭との給与の格差が心配されているがいかがか。

少子政策課長

キャリアアップ研修では保育教諭にも参加いただいております。仕組みの中で対応できる。幼稚園部分についても処遇改善が行われていると認識している。

学事課長

賃金構造基本統計によると、幼稚園教員の給与は保育士と比べて高いものの、保育士の処遇改善が近年進んでいることによってその差は縮まっている。このことについて問題意識を持っており、平成28年度から私立幼稚園教員に対する処遇改善事業を実施している。

深谷委員

- 1 不妊助成については、治療費が高額であり人工授精など対象となっていないものもあるが、助成について県の考え方はどうか。
- 2 県内一時保護所における保護期間が長期化していると聞く。一時保護所における学習支援の状況について伺う。

健康長寿課長

- 1 国の制度を基本としつつ、県単独事業として特に若い世代への上乗せ助成や検査費用の助成も行っている。他県の状況や県の助成制度の効果を検証しながら、今後の取組を考えていきたい。

こども安全課長

- 2 一時保護所の平均保護日数が平均42.6日と日数が全国的にも長い日数である。そのため教員OBを各所2名配置し、入所児童の学習支援に取り組んでいる。2名のため、学年別などきめ細やかな対応までは難しい実情がある。そのような中でも受験生や高校生には個別のプログラムを作成し支援している。まだまだ十分ではないため、今後も学習支援の更なる充実に取り組んでまいらる。

高木委員

- 1 先ほどの少子化対策の未婚化・晩婚化に関する答弁の中で、非正規雇用などが多くなっている状況も少子化の背景であるとの言及があったが、収入面からの分析の資料がない。こうした分析のアプローチをしているのか。
- 2 児童相談所の体制を強化するためにも人材育成が重要ではないか。人材育成に向けた取組について伺う。
- 3 虐待をしてしまう保護者が抱えている問題も大きい。虐待の連鎖を止めるためにもカウンセリングの実施など、どのように保護者の支援に取り組んでいるのか。

少子政策課長

- 1 非正規雇用が進んでいることも少子化の一因の一つであると考えている。昨年度、県では日本社会事業大学と連携し、合計特殊出生率とその他の分析を行ったところ、一世帯当たりの課税対象所得と合計特殊出生率の間には正の相関があることが分かった。すなわち、収入が高いほど子供が生まれやすいというのが調査の結果からも出てきた。こうした実態も含めて、更に少子化対策を進めてまいりたい。

ウーマノミクス課副課長

- 1 非正規雇用対策については、産業労働部内で専門の相談窓口を設けており、求職者本人や企業からの相談を受けている。

こども安全課長

- 2 若い職員が増えているため、研修に力を入れ、従来からの新任者向け研修に加えて、平成29年度からは児童福祉司向けの任用後研修を開始した。また、リスクアセスメントや面接技法等の専門的な研修を行うほか、先輩職員に同行する中で現場での対応力を身につけている。併せて法的な専門研修の充実を図っている。
- 3 家族再統合の取組としては、児童相談所が保護者とともに課題を見つけ、個別支援プログラムを作成し、解決に向けて取組んでいる。昨年度は451件の個別プログラムを作成し、88人が家庭復帰につながった。虐待の要因としては、パートナーとの葛藤、保護者の精神疾患、保護者が未熟といった3つの理由が全体の約60パーセントを占め、様々な要因が複雑に絡み合い虐待が生じている。児童相談所では児童心理司、児童精神科医が保護者の診察や助言を行っており、今後も保護者支援に丁寧に取り組んでまいらる。

高木委員

虐待をしてしまう保護者への支援については、現在の児童相談所の体制では十分に対応しきれないのではないか。本県ならではの取組があれば好循環につながるのではないか。

こども安全課長

保護者支援のプログラムの一つに、マジックミラー越しに保護者が実際にどう子供に関わるかをその場で職員が助言する長期的なプログラムがある。今後、そのような支援を更に充実させることを検討したい。

秋山委員

- 1 子育てに対する社会的気運の醸成について多子世帯へのクーポン配布とあるが、どのような内容なのか。
- 2 各市町村では公立保育所の統廃合が進められているが、公立保育所には県からの財政的な支援はあるのか。
- 3 児童相談所と民間との協働について、どのように虐待のリスクが低いと判断しているのか。また、民間とはどのような団体で、どのように情報を共有しているのか。
- 4 児童相談所一時保護所は老朽化し、個室が十分でないなど課題もある。ハード面での改善・改修の取組について伺う。

少子政策課長

- 1 子育てサービス等に利用できる50,000円分のクーポンを県内の第3子以降が生まれた全ての世帯に配布する事業である。実績としては、平成30年度は6,726世帯から申請いただき、そのうち9割が利用をした。
- 2 三位一体改革により、公立保育所に要する費用は一般財源化されているため、私立保育園と同様の運営費補助というものはない。

こども安全課長

- 3 今年度から開始した事業であり、委託先は子育て支援等の活動を行っているNPO法

人である。常駐する責任者は社会福祉士などの専門資格を有する者としている。実際に家庭訪問は2名体制で行う。児童相談所に入った通告のうち、これまでの虐待での取扱歴がないなどリスクが低いと児童相談所が判断した事案の対応を依頼している。児童相談所が家庭訪問した場合、強く戸惑う保護者も多い中で、民間団体が訪問することで、子育ての悩みなど寄り添った姿勢で行えるメリットもある。個人情報の点では、委託業者についても県個人情報保護条例の規定が及び、また契約上も情報の取扱いの留意などを明記している。

- 4 建物については県施設のファシリティマネジメントに沿って必要な修繕は行い、また、必要な場合にはその都度改修等の対応をしている。

秋山委員

- 1 障害がある子供や特別なニーズのある子供への対応や、安定的な運営のできるのが公立保育所だと思うが、県の支援の必要性についての認識はあるか。
- 2 児童相談所と民間との協働について、年間どのくらいの実績があるのか。
- 3 児童相談所の老朽化について、整備に向けた計画策定が必要であると考えているが、県の考えを伺う。

少子政策課長

- 1 公立保育所に要する費用は一般財源化されており、交付税措置されていることから、県で費用面に対して負担をするものではないと考える。一方で保育所の統廃合や民営化等は、保育所に通っている者に対しては大きな影響がある。市町村に対しては、統廃合や民営化等により児童の処遇が低下することがないように働き掛けを行っており、計画段階から保護者や地域住民の方々などに対して十分に説明をすることをお願いしている。

こども安全課長

- 2 今年度から開始したばかりの事業であり、数か月のためまだ30件程度の実績である。その中では委託業者に対する苦情は入っていない。
- 3 県担当部局が所掌する施設管理の長期計画に基づいて管理し、必要な対応を行っている。

岡委員

児童相談所の体制について、介入と支援を分けることが言われているが、本県の現状はどうなっているのか。

こども安全課長

本県では現在、介入と支援を分化せず対応している。今回の児童虐待防止法の改正において介入と支援の分化が明記されたため、ちゅうちょなく介入し、併せて支援も手厚く行えるよう組織体制の在り方を関係部局と協議している。

岡委員

児童虐待事案において、家庭訪問しようとしたところ保護者が強く拒否するような場面がある。強い姿勢で臨むためには訓練が必要と考えるが、本県の取組はどうなっているのか。

こども安全課長

本県では毎年訓練を行っている。今年度も11月に警察本部協力の下、警察学校の模擬家屋を利用し、警察、県児童相談所、さいたま市児童相談所と合同で強制的な立入を行う臨検捜索の訓練を実施した。

田村委員

- 1 少子化の現状の対策で結婚支援とあるが、多様性の社会の中で出産の前提が結婚であることに違和感がある。結婚しなくても子供は産めるので、未婚の出産支援を行う時期に来ているのではないかと思うが執行部としてどのように考えているのか。
- 2 平成30年度における不妊治療助成の利用組数と出生数は幾らか。
- 3 「こども応援ネットワーク埼玉」のマッチングに関して、県が災害備蓄品の賞味期限前のものを大量に子ども食堂等に寄贈している報道を見た。そこで、子ども食堂が横流しなどをする可能性も考えられるが、県としては子ども食堂の信頼性をどのように担保しているのか。

少子政策課長

- 1 そもそもお付き合いしている人がいないという人も多いため、結婚前提でなくても出会いがない、お付き合いがなかなかできないというところもあると思うので、まずは出会いの機会を提供したい。出会いサポートセンターでお付き合いに慣れていない人たちのために、相談員の方のアドバイスや、婚活スキルを磨くようなセミナーを実施して、お付き合いまで至らない人たちのスキルを高めてまいりたい。まずは出会いを作るのが重要であると考え。また、国でも未婚のひとり親に対する税の支援も始まるので、そういう動きを注視しながら、県で何ができるか引き続き考えてまいりたい。
- 3 子ども食堂の調査を半年に1度実施して運営状況を把握している。また、報道にあった災害備蓄品については、子ども食堂等のネットワークの代表に寄贈し、代表が加入する子ども食堂に配分している。県では、農林水産省が示した合意書のひな形には転売禁止等が盛り込まれており、大きなマッチングをした場合には、食品の提供者と子ども食堂などの食材を受ける者との間で合意書を取り交わすことを推奨している。

健康長寿課長

- 2 利用組数は平成30年度実績で2,835組である。出生数は不明だが、妊娠率は34.8パーセントである。デリケートな問題なので、出生の確認を行うことは難しい。

田村委員

- 1 結婚支援のマッチングがいけないと言っているわけではなく、もっと違う取組をしていかなければならないのではないかと。出産の前提としては、結婚支援ばかりではなく、未婚の出産支援でサポートセンターを設置したり、相談センターを設置したりすることが必要ではないかということ伺った。今後どういう取組を考えているのか。
- 2 出生数がどのくらいかが大事である。不妊検査、不育症検査で原因を特定しないと、不妊治療をしても効果がない場合があるのではないかと。
- 3 子ども食堂等のネットワークの代表から個々の子ども食堂に渡しているということだが、先がわからなければ県が担保できないと考える。子ども食堂を批判しているわけではなく、素晴らしい取組をしていると思うが、素晴らしい取組をする人がいる一方で、絶対に悪意で行動する者が出てくると考える。マッチングをしている以上は、県にも責

任があり、今後対策が必要であると考えがいかがか。

少子政策課長

- 1 ひとり親の家庭への支援については、出産についてはネウボラでいろいろな妊娠についてサポートをしているが、産んだ後も、福祉事務所に設置している母子父子福祉センターで様々な相談に乗っている。離婚した方だけでなく未婚の方も含めて、母子父子福祉センターでいろいろな相談に乗っていければと考えている。
- 3 合意書については重要な御指摘と考える。今実施している取組に加えて、マッチングした際にどのような取組ができるかについては、検討してまいりたい。

健康長寿課長

- 2 より早く検査に取り組んでもらえるよう、若い世代への普及啓発に力を入れている。出生数の把握については、今後検討してまいりたい。

田村委員

デリケートな問題かもしれないが、助成事業を利用している以上、利用者は回答する義務があるのではないか。

健康長寿課長

関係機関と協議し、どう把握していくかを今後検討してまいりたい。